

# 保存版

保護者様

令和2年7月10日改訂版

京都市立明親小学校

校長 緩詰 研二

## 台風や大雨・洪水に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により、京都市（テレビやラジオにおいては「京都南部」または「京都・亀岡」地方と報道される場合があります。）に「特別警報」及び「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等とともに学校ホームページやPTA配信メールの情報に注意してください。

記

### 1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・深夜0時までに解除になった場合 5校時（13時20分）から始業【給食中止】
  - ・深夜0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

### 2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ① 午前7時までに解除になった場合 平常授業
  - ② 午前9時までに解除になった場合 3校時（10時35分）から始業
  - ③ 午前11時までに解除になった場合 5校時（13時20分）から始業（給食は中止）
  - ④ 午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

※①②③の場合、バス通学児童は下記のバスで通学させてください。

- ① ・・・上桶爪 平常通り／ 桶爪 平常通り
- ② ・・・上桶爪 9：58／ 桶爪 10：00
- ③ ・・・上桶爪 12：58／ 桶爪 13：00

3 特別警報・暴風警報が在校中に発令された場合は、下校の安全が確保できるまで学校に留め置くこととし、その後、緊急時児童引渡しカードにそって対応いたします。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

4 大雨警報・洪水警報が発表されている場合であっても、全市規模で「避難勧告」や「避難指示（緊急）」が発令されている場合や可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休業を決定することがあります。

明親小学校は、「桂川の浸水想定区域」となっていますので、本校区に「避難勧告」や「避難指示（緊急）」が発令された場合には、暴風警報発令時と同様の措置を取ります。（「避難準備」の発令時は、状況による対応となります。）

※以上、お子様にもその旨、ご指導いただきますようお願いします。